

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和元年12月20日(金) 開会 午後 3時45分 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 橘 栄一 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 大平 雅義 4番委員 岸野 重幸 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 8番委員 中川 敏明 12番委員 板東美佐緒 14番委員 兼田 博行 15番委員 住友 勇 17番委員 野口 芳久</p>
5 欠席者	なし
6 欠員	なし
7 議事	<p>(1) 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について(5条許可) 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について</p>

第7号議案 農用地利用集積計画の承認について

第8号議案 農地移動適正化あっせん事業の調整不調による購入協議要請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項第1号の規定に基づく届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地の転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理について
6. 農地であることの証明について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
8. 転用許可の取消について（5条許可）

(2) 農政関係

報告事項

1. 委員等改選に向けたスケジュールについて
2. 委員等選任に関する要綱について
3. 委員等募集要項について
4. 委員等候補者選考委員会設置及び運営要綱について
5. 委員等募集に向けた広報について

令和 元年 12月 徳島市農業委員会総会農地関係 議事録

(開会 午後3時45分)

議長 ただいまから令和元年12月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・野口 俊廣委員、13番・品山 昌美委員にお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第1号議案、保留の案件となりました農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。1番は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。この案件は、10月の総会開催の時点では、一部の排水同意書が未提出のため、保留となっていました。残りの排水同意書が提出されました。これで申請について法定の添付書類が整いました。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土木建築業を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭になり、加えて契約解除を伝えられたため、別の資材置場を探していました。また事務所駐車場の都合で、社用車を従業員自宅に乗って帰らせており、従業員の自宅からも申請地が近く、利便性が高いことから、この度の申請地を選定し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、10月15日に勝占地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第1号議案は、以上1件で、田のみ1,611㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場1,611㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 10月15日の午前10時より、1番案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は、野口委員、大平推進委員、岸野推進委員と私の委員4名、転用者側1名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、方上小学校から南へ約500mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。排水については、雨水のみで、地元土地改良区の排水同意書及び上申書に加えて、地元水路管理者の同意書も提出されたようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たして

おり、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心の証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、88aに至り、譲受人は対象地において、水稻やすだちの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、107aに至り、譲受人は対象地において、トマトの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、62aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後127aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後128aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、小作解約条件の履行による耕作権との交換で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後57aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後51aに至り、譲受人は対象地においてほうれん草やプロッコリーの栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず54aに至り、譲受人は対象地において、みつばの栽培を行うとのことです。

第2号議案は、以上8件となり、対象地は、田3, 998㎡、畑4, 558㎡、計8, 556㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

では、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページから御覧下さい。

まず、1番案件についてですが、事業計画が不十分であり、添付書類にも不備があるため、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。

2番は、譲受人が所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は不動産業を営んでおり、八万町内で工事を複数件請け負っている業者から、資材置場の要請を受けたため、貸資材置場として計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。この案件は、今年10月の総会で許可となりましたが、その許可を取り消し、賃貸借権の設定から所有権移転に変更し、再申請されたものです。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを再度確認しました。

3番は、譲受人が使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、現在借家にて生活をしていますが、子供の成長に伴い、手狭になってきました。そこで、父親が所有する利便性が高い申請地に、住居を構えることを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、一部の現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4～6番は、譲受人が同一である為、合わせて説明します。4番は、車両回転場及び土砂仮置場に、5～6番は迂回路に、それぞれ賃貸借権を設定し、一時転用するものです。立地基準については、公共投資の対象となる第1種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、公共工事である排水機場新設工事のために、周囲に迂回路、車両回転場及び土砂仮置場が必要となり、それぞれに必要な農地の一部転用を計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

が、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の10日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

第3号議案は、以上5件で、保留が1件。田が2,142㎡、畑が2,682㎡、計4,824㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地 470㎡、駐車場・資材置場 1,728㎡、その他施設用地 2,626㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、4～6番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月10日の午後1時半より4～6番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は植田委員さん、市岡委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名、転用者側3名、事務局2名の9名です。場所は、阿波しらざぎ大橋の北詰から北東へ約1.5kmに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっている農地で、第1種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、4番は車両回転場及び土砂仮置場、5～6番は迂回路として一時転用しようとするものです。排水については、迂回路の周囲に鋼矢板や大型の土のうを利用し、仮設の沈砂池から既存水路へ放流するように計画されています。また、地元の川内土地改良区との協議も整っており、排水同意及び意見書も提出されているとのこと。今回の申請については、公共工事のために必要な農地転用であり、周辺の農地に対する被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしており、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番案件を保留、2～3番案件を議案書のとおり許可すること、4～6番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番案件を保留、2～3番案件を議案書のとおり許可すること、4～6番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第4号議案、非農地証明願の審議についてを開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書6ページを御覧下さい。まず、本件証明願について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、徳島市飯谷公民館の西側に位置し、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、2筆あり、1筆目は、申請人の祖父によって住宅・倉庫を建築しており、既に60年程度経過し、現在も住宅敷地として

利用されております。2筆目は、申請人の父によって昭和30年頃に当時の農協の貸駐車場として利用され、現在は飯谷公民館の貸駐車場としてアスファルト舗装されています。いずれも農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は、以上1件で対象地は、畑454㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、非農地通知の審議について、を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書7ページを御覧下さい。今月の案件は、今年度を実施した農地パトロールの対象地になります。全部で5件ありますが、そのうち1番と3番、4番の3つの案件については、再検討が必要であるとして削除させていただきたいと考えております。したがって、残りの2番と5番の2つの案件について御説明させていただきます。

2番の対象地は、一宮コミュニティセンターから北西に約100mに位置しており、今年の9月20日に、地元の委員さんと事務局とで現地確認しております。現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地は困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺については、県道神山峠線に面しており、住宅地も広がっていることから、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われれます。

次に5番案件になります。議案書8ページを御覧下さい。まず、全4筆中、一番下の地番について、一部で営農が確認されたため、削除し、5番案件は全3筆分として御審議いただきたいと考えております。対象地は、徳島市西部環境事業所から北に約350mに位置しており、今年の9月17日に、地元の委員さんと事務局とで現地確認しております。3筆が土地所有者の居宅を囲むように隣接しており、いずれも人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂しており、農業用機械による耕起・整地は困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また、2番目の地番については、「うち面積」として記載しております。これは、土地所有者の父により平成14年に2r未満の農業用倉庫を設置する旨の転用制限の例外届があり、この倉庫部分の面積を除いた面積となっております。周辺についてですが、南側を除き、三方が道路に面しており、また住宅地も広がっていることから、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われれます。

第5号議案は以上2件となり、田が879㎡、畑が946.65㎡で合計が

1, 825, 65㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、2番と5番案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第5号議案の非農地通知の審議については、1番と3番、4番案件を削除とし、2番と5番案件の一筆を除いた土地について、議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については1番と3番、4番案件を削除とし、2番と5番案件の一筆を除いた土地について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についての審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書9ページを御覧下さい。
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。
2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。
3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。
4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。
対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。
第6号議案は以上4件で、税務署に報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。
それでは、次の議案の審議に移ります。第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽 俊文委員に、

ご退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書10ページを御覧下さい。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は、新規設定が18件、再設定が37件で合計55件となっており、そのうち、賃貸借権が34件、使用貸借権が21件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～5番が多家良地区・5筆・5件、6～12番が勝占地区・13筆・7件、13～16番が上八万地区・11筆・4件、17～22番が入田地区・9筆・6件、23～24番が不動地区・2筆・2件、25～31番が応神地区・11筆・7件、32～39番が川内地区・27筆・8件、40～44番が国府地区・6筆・5件、45～53番が南井上地区・10筆・9件、54～55番が北井上地区・5筆・2件、となっております。

利用権設定については以上で、田62筆79,886㎡、畑37筆43,908㎡の合計99筆123,794㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書17ページを御覧下さい。本案件は、譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。1番の譲受人の耕作面積は、取得後73aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

所有権移転については、以上1件で、田1筆、919㎡となります。

第7号議案は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

それでは、次の審議に移ります。第8号議案、農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請についての審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8号議案、農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について、御説明いたします。議案書18ページを御覧下さい。

本件は、農地の所有者からあっせんの申出がありましたので、地元農業委員さん、推進委員さんをあっせん委員として指名し、農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせんの調整を行いました。売渡価格が高額とする理由で、あっせん不調となりました。これにより、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地

中間管理機構に購入の協議を行っていただく旨の通知をするよう市長に対して要請しようとするものです。

第8号議案は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第8号議案の農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書19ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。1件受理しました。

20ページを御覧下さい。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

21ページを御覧下さい。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。22ページに渡り8件受理しました。

23ページを御覧下さい。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。3件処理しました。

24ページを御覧下さい。5番は、農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理についてです。2件受理しました。

25ページを御覧下さい。6番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

26ページを御覧下さい。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。28ページに渡り2件回答しました。

29ページを御覧下さい。8番は、5条転用許可の取消についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

御発言がないようなので、次の農政関係の報告事項へ進めたいと思います。

来年7月、現在の農業委員、農地利用最適化推進委員ともに任期を終えて、新たな委員へと交代の時期を迎えますが、その委員の選出にあたり、年明けから候補者募集をすすめていくこととしています。

その募集や選出についての規則、また今後の予定について、事務局からの報告を求めたいと思います。事務局よろしくお願いします。

事務局 説明

議長 ただいまの説明につきまして、御意見御要望等はございませんか。

委員 質疑・意見等なし

議長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和元年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は1月31日（金）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
（午後4時20分）